

○ カジノ管理委員会規則 第一号
国 土 交 通 省 令

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

カジノ管理委員会委員長 佐藤 隆文

国土交通大臣 中野 洋昌

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年 国土交通省令 第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一資産の部中「ゲーム資産」を「使用権資産」に、

繰上税金資産

を

繰延税金資産	
使用権資産	

に改める。

別表第一負債の部中「リース負債」を「リース負債」に改める。
別表第一収益及び費用の部中

営業外費用	支払利息	を
-------	------	---

営業外費用	支払利息	に改める。
	リース負債に係る利息費用	

別記第一号様式中「リース資産」を「使用権資産」に

繰延税金資産	×××	×××	を
繰延税金資産	×××	×××	
使用権資産	×××	×××	に「リース債務」

を「リース負債」に改める。

別記第二号様式中

「営業費用
営業利益（又は営業損失）」を「営業利益（又は営業損失）」に改める。

「営業費用
営業利益（又は営業損失）」を「営業利益（又は営業損失）」に改める。

「支払利息」を「支払利息」に改める。

「支払利息
リース負債に係る利息費用」を「支払利息」に改める。

別記第七号様式中「リース資産」を「使用権資産」に改める。

「長期前払費用」を「長期前払費用」に改める。

「長期前払費用
使用権資産（投資その他の資産）」を「長期前払費用」に改める。

別記第九号様式中「リース負債」を「リース負債」に改める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「リース資産」を「使用権資産」に改める。
別記第十六号様式中「リース資産」を「使用権資産」に改める。

「繰延税金資産」

✕
 ✕
 ✕

を
┐
×
×
×

「資産金税延用権使用」

X	X
X	X
X	X

「リース債務」

を「トーマス」に改める。

別記第十七号様式中

「支払利息」

✕
✕
✕

を
┐
×
×
×

「支払利息
リース負債に係る利息費用

X	X
X	X
X	X

に改める。

別記第二十二号様式中

「短期借入金」

✕
 ✕
 ✕

を
┐
×
×
×

「短期借入金」

X	X
X	X
X	X

に、

「長期借入金」

✕
 ✕
 ✕

を
┐
×
×
×

「長期借入金」

X	X
X	X
X	X

に改める。

別記第二十三号様式中

「支払利息」

✕
 ✕
 ✕

を
┐
×
×
×

（経過措置）

2 この命令による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（以下この項において「新命令」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新命令の規定を適用することができる。